

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月12日
【四半期会計期間】	第88期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	株式会社東京放送ホールディングス
【英訳名】	TOKYO BROADCASTING SYSTEM HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石原 俊爾
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目3番6号
【電話番号】	03(3746)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 伊藤 博信
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目3番6号
【電話番号】	03(3746)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 伊藤 博信
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第87期 第3四半期 連結累計期間	第88期 第3四半期 連結累計期間	第87期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年12月31日	自平成26年4月1日 至平成26年12月31日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	264,305	260,821	354,338
経常利益 (百万円)	14,560	14,530	18,096
四半期(当期)純利益 (百万円)	7,959	11,371	9,644
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	32,578	63,437	30,981
純資産額 (百万円)	384,799	445,805	385,971
総資産額 (百万円)	589,248	668,250	579,039
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	50.99	70.24	61.22
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	62.6	63.7	63.3

回次	第87期 第3四半期 連結会計期間	第88期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日	自平成26年10月1日 至平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	31.24	29.13

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第87期第3四半期連結累計期間及び第88期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第87期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

(簡易株式交換による株式会社BS-TBS完全子会社化について)

当社及び連結子会社株式会社BS-TBSは、平成26年12月4日開催したそれぞれの取締役会において、当社を完全親会社とし、株式会社BS-TBSを完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、株式交換契約を締結いたしました。

なお、詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 追加情報」に記載しております。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び関係会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

日本銀行の「金融経済月報」によりますと、わが国の景気は、基調的に緩やかな回復を続けており、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動などの影響も全体として和らいでいます。

こうした中、当社グループの当第3四半期連結累計期間の連結業績は、売上高2,608億2千1百万円（前年同期比1.3%減）、営業利益120億4千3百万円（同4.7%減）、経常利益145億3千万円（同0.2%減）、四半期純利益は、投資有価証券売却益を計上したこと等から113億7千1百万円（同42.9%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

<放送事業セグメント>

放送事業セグメントの当第3四半期連結累計期間の売上高は1,604億9千5百万円（前年同期比1.4%増）、営業利益36億1千6百万円（前年同期比1.0%減）となりました。

放送事業の主力である株式会社TBSテレビは、当第3四半期連結累計期間のタイム収入が前年同期比0.7%増、スポット収入が同1.7%減となりました。

タイムセールスは、「アジア大会2014 韓国仁川」が売上に貢献し、「2014FIFAワールドカップ ブラジル」とあわせて、前年の「世界陸上モスクワ大会」の減収分を補い、タイム収入全体では、前年実績を上回りました。一方、スポットセールスは、消費税増税の反動の影響に加え、「アジア大会」の放送に伴うスポットセールス枠の縮小といった要因もあり、前年実績に届きませんでした。業種別では、「情報・通信」、「化粧品・トイレタリー」などが堅調でした。

株式会社B S - T B Sは、タイムセールス、スポットセールスともに好調で増収、放送設備更新に伴う減価償却費の増加も吸収し、営業利益も増益でした。

株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズは、12月のビデオリサーチ首都圏聴取率調査においてもトップを記録し、2001年8月調査以来、13年6ヶ月・81期連続で首都圏ラジオ首位の座を守り続けております。12月の調査では、最高聴取率番組トップ10のうち、同率首位の「森本毅郎・スタンバイ!」「安住紳一郎の日曜天国」をはじめ、TBSラジオは合計7つの番組がランクインしました。ラジオを取り巻く環境は依然厳しいものがありますが、コストコントロールを徹底しながらも聴取者の期待に応えてまいります。

<映像・文化事業セグメント>

映像・文化事業セグメントの当第3四半期連結累計期間の売上高は888億2千万円（前年同期比6.1%減）、営業利益26億8千5百万円（同32.7%減）となりました。

映画は、モントリオール世界映画祭 審査員特別賞グランプリ他を受賞した「ふしぎな岬の物語」（10月公開・吉永小百合さん主演）が好調に推移しております。展覧会では、上野・東京都美術館で「ウフィツィ美術館展～黄金のルネサンス ボッティチェリからブロンズイーノまで」が開催され、21万人を超える来場者がありました。ステージでは、赤坂ACTシアターで中島みゆき「夜会」VOL.18「橋の下のアルカディア」を上演し、連日立見の盛況でした。

メディアビジネス関連では、CS事業は、80年代アイドルに注目し、出演した往年のドラマと現在の活動を伝える最新ライブを放送、オンデマンド事業は、「マツコの知らない世界」などの見逃し配信も開始し、国内最大級の約1,400タイトル、7,300エピソードを揃えています。海外事業では、10月改編のドラマ販売が好調なことに加え、「SASUKE」は中東初のトルコ、欧州初となるスウェーデン版の制作も決定しました。DVD事業では、ドラマ「MOZU」「MOZUシーズン2」が好調です。アニメ事業では、「けいおん!!」ブルーレイボックスを11月に発売し、順調なセールスをあげています。ライセンス事業では、「あさちゃん!」のキャラクター「ぐでたま」が人気急上昇中です。

このほか、スタイリングライフグループでは、中核である小売事業の「プラザスタイルカンパニー」が、新規出店効果に加え、経費のコントロールにより、増収・増益となりました。

<不動産事業セグメント>

不動産事業セグメントの当第3四半期連結累計期間の売上高は115億6百万円（前年同期比1.5%増）、営業利益57億4千1百万円（同14.8%増）となりました。

赤坂サカスは、各種の興行や「Sacas広場」で開催される様々なイベントを通じて文化・エンタテインメントの発信地としての人気を揺るぎないものとしております。7月から8月に「夏サカス2014デリシャカス～番組グルメでおもてなし～」を、11月からは「White Sacas」を開催中で、多くの方々に来場していただいております。今後もTBSグループや番組をより身近に感じていただくための体験イベントの開催などに加えて、赤坂の街と連動した地域密着イベントにも力を注いでまいります。

(2) 連結財政状態に関する定性的情報

（資産、負債及び純資産の状況）

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は6,682億5千万円で、前連結会計年度末に比べて892億1千万円の増加となりました。有形固定資産、無形固定資産が減価償却等により67億5千2百万円減少した一方、現金預金、有価証券を合わせた手元資金が172億8千3百万円増加、保有する株式の含み益の増加等により投資有価証券が750億8千1百万円増加したこと等によります。

（負債）

負債合計は2,224億4千5百万円で、前連結会計年度末に比べて293億7千6百万円の増加となりました。未払法人税等が27億5千9百万円、未払費用が20億1千5百万円減少した一方、保有する株式の時価の上昇に伴い繰延税金負債（長期）が293億9千7百万円増加したこと等によります。

（純資産）

純資産合計は4,458億5百万円で、前連結会計年度末に比べて598億3千4百万円の増加となりました。四半期純利益の計上や配当金の支払い等により利益剰余金が差し引き77億2千3百万円増加したことに加え、その他有価証券評価差額金が505億7千8百万円増加したこと等によります。

この結果、自己資本比率は63.7%、1株当たりの純資産は2,627円95銭となっております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

[会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について]

当社は、平成19年2月28日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます）を整備しましたが、当社グループの新たな中期経営計画「グループ中期経営計画2015」の策定と実行に伴い、平成25年5月10日の同取締役会において、当該中期経営計画に関わる部分について、以下のとおり改定を行いました。

(1)基本方針の内容

当社は、上場企業として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うと同時に、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、高い公共的使命を与えられている企業であります。その企業としての性格は、当社が制定した「TBSグループ行動憲章」の「行動憲章」に、「私たちは、表現の自由を貫き、社会・文化に貢献する公平・公正・正確な情報の発信に努め、報道機関としての使命を果たします。」、「私たちは、社会とのつながりや自然との共生を大切に考え、あらゆる事業分野や個人活動を通じて、積極的な社会貢献とよりよい地球環境の実現に努めます。」と掲げているとおりであり、とりわけ災害・緊急時等には、わが国の基幹メディアとして、一瞬の遅滞も許されることなく社会のライフラインの機能を果たすべき放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、社会的に重大な役割を与えられております。

また、地上デジタル放送の本格化や多メディア時代を迎えて、放送事業は、番組制作・企画開発力とその質の一層の向上を問われております。

これらの社会的使命、社会的役割を実現し、放送事業としての競争力の鍵である番組制作・企画開発力とその質を絶えず向上させていくうえで、従業員や関係職員等当社並びに当社の子会社および関連会社が有する人材が重要な経営資源として位置づけられるのは勿論のこと、業務委託先や取引先その他当社の番組やコンテンツを支える人々との長期の信頼関係も、経営資源として極めて重要な役割を果たしており、これらは当社の企業価値の源泉を構成するものにほかなりません。

したがって、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であって、当社の財務および事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があります。

もとより、当社は、上場企業として、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化に資する形で当社株式の大量取得行為が行われることや当該行為に向けた提案がなされることを否定するものではありません。しかしながら、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者が、上記のような当社の企業価値の源泉とその中長期的な強化の必要性についての認識を共有せず、上述した当社の企業価値を生み出す源泉を中長期的に見て毀損するおそれがある場合、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化に反する結果につながりかねないものと考えられます。

以上のような観点から、当社といたしましては、放送法および電波法の趣旨にも鑑み、特定の者またはグループ（およびこれらと所定の関係を有する者）が当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により（かかる場合における特定の者またはグループおよびこれらと所定の関係を有する者を併せて以下「買収者等」といいます）、上述したような当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれがある場合など、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の最大化が阻害されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保およびその最大化に向けた相当な措置を講じることとしています。

なお、認定放送持株会社制度は、放送事業者にも持株会社制度の利用を認めることにより、マスメディア集中排除原則の趣旨を維持しつつ、放送事業者の経営のより一層の効率化を可能にする新たな経営基盤を提供するものですが、放送の多元性・多様性および地域性を確保する趣旨から、法律上議決権比率が33%を超える株主に関しては当該超過分の議決権の保有が制限されており、当社の株主の皆様につきましても、当社が認定放送持株会社に移行いたしました結果、かかる制限が既に適用されております。

しかしながら、当社は、認定放送持株会社への移行後も、従前同様、放送の不偏不党を堅持しながら、分野に応じて最適な業務提携先と最適な提携を実現し、全体として多彩な業務提携先との間で全方位の関係を構築する、いわゆる全方位型業務提携を提携方針としておりますところ、この観点からは、持株比率が20%を超える株主が出現することは、これにより上記提携方針を維持した場合を上回る利益が見込まれる場合でない限り、依然として当社の企業価値、株主の皆様共同の利益にとって好ましくない事態であると考えられます。かかる趣旨から、当社といたしましては、認定放送持株会社への移行による議決権保有制限制度の適用に拘わらず、今後も、基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを維持することとし、また、当社グループの新たな中期経営計画として、平成25年5月10日に「グループ中期経営計画2015」を策定いたしました。

(2) 「グループ中期経営計画2015」の実行による企業価値向上および株主共同の利益最大化に向けた取組み
当社グループは、今後とも、テレビ・ラジオの放送を通じて国民の知る権利に奉仕し、広く愛される良質な娯楽を提供していく所存です。その一方、デジタル・コンテンツ・ビジネスのリーディングカンパニーとしてさらなる飛躍を目指すため、当社グループの中期経営計画「V!up」プランを策定して、2006(平成18)年度よりその遂行に取り組み、2014(平成26)年度に至る上記中期経営計画を「グループ経営計画2014」として改定して遂行してまいりましたが、この度、デジタルデバイスの発展・進化や、経済環境の変化を受けて、新たに「グループ中期経営計画2015」を策定しました。

当社グループは、「グループ中期経営計画2015」の遂行を通じて、「最強のコンテンツ・ソフト」を発信する「最良のメディア・グループ」としての地位を確立し、もって当社および当社グループの企業価値と株主の皆様共同の利益の最大化を目指すとともに、株主の皆様の負託に応えてまいっている所存です。

(3) 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みの概要

当社は、平成19年2月28日開催の当社取締役会の決議により、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成17年5月18日付けで公表いたしました「当社株式にかかる買収提案への対応方針」(以下「17年プラン」といいます)について、その実質を維持しつつ株主の皆様の意思を更に重視する形で改定(以下、改定後の対応方針を「本プラン」といいます)を行い、平成19年6月28日開催の当社第80期定時株主総会(以下「平成19年総会決議」といいます)において、本プランとその継続につき、同総会に出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によるご賛同をもって株主の皆様のご承認をいただいております。本プランにつきましては、その後、当社が平成21年4月1日付けで認定放送持株会社に移行したこと、さらには会社法および金融商品取引法の改正および施行等の法的環境の変化を踏まえ、当社企業価値評価特別委員会(以下「特別委員会」といいます)の現任委員全員の同意を得て、平成19年総会決議の枠内で、本プランについて所要の最小限の範囲で一部修正を行っております。現行の本プランの内容は以下のとおりです。

1. 本プランの概要

(a) 本プランの発動にかかる手続

() 本プランの手続の対象となる行為

当社は、以下の ないし のいずれかに該当する行為(以下「大規模買付行為等」といいます)が行われた場合を本プランの適用対象とし、これらの行為を行う方針を有する者(当該方針を有するものと当社取締役会が特別委員会の勧告にもとづき合理的に判断した者を含み、当社取締役会が予め承認をした場合を除きます)が現れた場合に、本プランに定めた手続を開始するものといたします。

大規模買付行為等に対する対応措置の内容は、下記()のとおりですが、本プランは、上記の方針を有する者が現れた場合に当然にかかる対応措置を発動するものではなく、当該者に対してかかる対応措置を発動するかどうかは、あくまで下記()、()および()ないし()の手続に従って決せられることとなります。

当社が発行者である株券等についての、買付け等の後における公開買付者グループの株券等所有割合の合計が20%以上となることを目的とする公開買付け

当社が発行者である株券等についての、大規模買付者グループの、買付け等の後における株券等保有割合が20%以上となるような買付け等

当社が発行者である株券等についての公開買付けまたは買付け等の実施にかかわらず、大規模買付者グループと、当該大規模買付者グループとの当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計が20%以上となるような当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該大規模買付者グループに属するいずれかの者の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該大規模買付者グループの中核を成す当社の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為

以下、公開買付者グループおよび大規模買付者グループと、上記 において定める「他の株主」とを併せて、「買収者グループ」といいます。

() 買収者グループに対する情報提供の要求等

大規模買付行為等を行う買収者グループは、当社取締役会が別途認めた場合を除いて、当該大規模買付行為等の開始または実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます)とそれらに加えて、取締役会評価期間(下記()に定義されます)および当該期間における検討の結果下記()に従い当社取締役会が株主総会の招集を決議した場合にはそのときからさらに21日間の待機期間において当社株券等の買付け等を行わないこと、並びに本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、本必要情報と併せて「買付意向説明書」といいます)を提出していただきます。

特別委員会は、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、同グループに対し、適宜回答期限（原則として60日といたします）を定め、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。

買収者グループの概要

大規模買付行為等の目的、方法および内容

大規模買付行為等を行うに際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡が存する場合にはその相手方名およびその概要、並びに当該意思連絡の具体的な態様および内容

大規模買付行為等にかかる買付けの対価の算定根拠およびその算定経緯

大規模買付行為等にかかる買付けのための資金の裏付け

大規模買付行為等の完了後に意図されている当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策、配当政策および番組編成方針等その他大規模買付行為等の完了後における当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、業務提携先その他の当社および当社グループにかかる利害関係者の処遇方針

反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無およびこれらに対する対処方針

当社の認定放送持株会社としての、およびTBSテレビの放送事業者としての公共的使命に対する考え方

その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断する情報

() 取締役会および特別委員会による検討等

当社取締役会および特別委員会は、買収者グループが開示した大規模買付行為等の内容に応じた下記 または の期間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および買収者グループとの交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定いたします。

対価を現金のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60日間

上記 を除く大規模買付行為等が行われる場合：90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、買収者グループから提供された本必要情報にもとづき、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、買収者グループの大規模買付行為等に関する提案等の評価、検討、意見形成、代替案立案および買収者グループとの交渉を行うものとしたします。

また、特別委員会も上記と並行して買収者グループからの提案等の評価および検討等を行います。特別委員会がかかる評価および検討等を行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家の助言を得ることができるものといたします。なお、かかる費用は当社が負担するものといたします。

また、特別委員会は、買収者グループが本プランに定められた手続に従うことなく大規模買付行為等を開始したものと認める場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて同グループと協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の下記()で定める所要の対応措置を発動することを勧告できるものといたします。この場合、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、特別委員会の上記勧告を最大限尊重のうえ、本新株予約権の無償割当て等の下記()で定める所要の対応措置を発動することといたします。

() 対応措置の具体的内容

当社が本プランにもとづき発動する大規模買付行為等に対する対応措置は、原則として、本新株予約権の無償割当てによるものといたします。但し、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対応措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対応措置が用いられることもあるものといたします。

大規模買付行為等に対する対応措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、下記「3. 本新株予約権の無償割当ての概要」に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、

(i) 例外事由該当者（下記「3. 本新株予約権の無償割当ての概要」の(c)において定義されます）による権利行使は認められないとの条件や、

() 新株予約権者が例外事由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項（例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権については、これを当社がその普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が保有する本新株予約権については、当社が適当と認める場合には、これを本新株予約権に代わる新たな新株予約権その他の財産と引換えに取得することができる旨を定めた条項）、または

() 当社が本新株予約権の一部を取得することとするとともに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項

など、大規模買付行為等に対する対応措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあり得ます。

() 対応措置の不発動の勧告

特別委員会は、買収者グループによる大規模買付行為等ないしその提案内容の検討と、同グループとの協議・交渉等の結果、同委員会の現任委員の全員一致によって、当社が定めるガイドラインに照らし、買収者グループが総体として濫用的買収者に該当しないと判断した場合には、取締役会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の対応措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

本新株予約権の無償割当てその他の対応措置について、特別委員会から不発動の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行うものいたします。

() 株主総会の開催

特別委員会は、買収者グループによる大規模買付行為等ないしその提案の内容の検討、同グループとの協議・交渉等の結果、同委員会がその現任委員の全員一致により上記()の勧告を行うべき旨の判断に至らなかった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施およびその取得条項の発動その他の対応措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものいたします。その場合、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを行うことおよびその取得条項の発動その他の対応措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものいたします。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものいたします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものいたします。

() 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り特別委員会の勧告(上記()にもとづく対応措置発動の勧告または上記()にもとづく対応措置不発動の勧告)を最大限尊重し、または上記株主総会の決議に従って、本新株予約権の無償割当ておよびその取得条項の発動その他の対応措置の発動または不発動に関する会社法上の機関としての決議を本プラン所定の手続に従って遅滞なく行うものいたします。

なお、買収者グループは、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為等を実行してはならないものとさせていただきます。

(b) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、平成28年4月以降最初に開催される定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされない限り、更に3年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とされているものであります。

但し、本プランは、有効期間内であっても当社取締役会もしくは当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合または特別委員会が全員一致で本プランを廃止する旨決議した場合には、本プランはその時点で廃止されるものいたします。

また、当社取締役会は、有効期間の満了前であっても、特別委員会の現任委員の過半数かつ外部有識者委員の過半数の同意による承認を得たうえで、本プランを株主総会の承認の範囲内で修正または変更する場合があります。

2. 企業価値評価特別委員会の概要

特別委員会は、本プランにもとづき当社取締役会から諮問を受けた事項およびその他につき当社の企業価値最大化を実現する方策としての適性を検討し、その結果を勧告する当社取締役会の社外諮問機関であります。一方、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、対応方針にもとづく事前対応および対応措置に関し必要となる事項についての最終判断を行うこととしております。また、当社監査役会は、当社取締役会および特別委員会の判断過程を監督することとしております。

特別委員会は、当社またはTBSテレビ社外取締役のうちから1ないし2名、社外監査役のうちから1ないし2名、および弁護士・会計士・投資銀行業務経験者・経営者としての実績や会社法に通じた学識経験者等社外の有識者から3ないし4名をもって構成することとしており、各委員の任期は2年です。

3. 本新株予約権の無償割当ての概要

(a) 割当対象株主

取締役会で定める基準日(上記「1. 本プランの概要」(a)(i)柱書所定の事由発生後の日とされます)における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の有する当社普通株式を除きます)1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをします。

(b) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株以内で取締役会が定める数とします。

(c) 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において定めるものとします(なお、買収者グループに属する者であって取締役会が所定の手続に従って定めた者(以下「例外事由該当者」といいます)による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得ます)。

(d) 当社による新株予約権の取得

- () 当社は、取締役会において定める一定の事由が生じることまたは一定の日が到来することのいずれかを条件として、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を取締役会決議により付すことがあり得ます。
- () 前項の取得条項を付す場合には、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき1株以内で取締役会が予め定める数の当社普通株式を交付するものとします。他方、例外事由該当者に当たる新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権またはその他の財産を交付するものとすることがあり得ます。
- () 上記()の取得条項にもとづく新株予約権の取得により、例外事由該当者に当たらない外国人等が当社の議決権の割合の20%以上を保有することとなる場合には、当該外国人等に取得の対価として付与される当社普通株式のうち、当社の議決権の割合の20%以上に相当するものについては、株式に代えて上記新株予約権1個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権またはその他の財産を、それぞれの外国人等の持株割合に按分比例して交付するものとします。

(4) 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社企業価値および株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成17年5月18日開催の当社取締役会で決定した「当社株式にかかる買収提案への対応方針」につき、平成19年2月28日開催の当社取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして新たに位置付けるとともに内容の一部改定を行い、平成19年6月28日開催の当社第80期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいているものであり、平成21年4月3日開催の当社取締役会の決議により行った所要の最小限の範囲での一部修正も、平成19年総会決議の枠内にとどまるもので、基本方針に沿うものと判断しております。

なお、本プランは、会社法をはじめとする企業法制、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」、並びに東京証券取引所が平成18年3月7日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」および同取引所の諸規則等に則り、株主の皆様のご権利内容やその行使、当社株式が上場されている市場への影響等について十分な検討を重ねて整備したものであり、対応措置の発動に際しては、原則として株主総会を開催し株主の皆様のご意思を確認するものであること、判断の公正性・客観性を担保するため、当社取締役会の諮問機関として、独立性の高い社外取締役および社外監査役並びに社外有識者からなる特別委員会を設置し、対応措置の発動または不発動等の判断に際してはその勧告を得たうえでこれを最大限尊重すべきこととされているものであること、本プランが1回の株主総会決議を通じて廃止可能となるよう手当てされていることなどから、企業価値および株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと判断しております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は2億3千6百万円です。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第3四半期連結会計期間末における当社グループの有利子負債は、社債500億円（1年内償還予定分含む）、長期借入金254億円（1年内返済予定分含む）、短期借入金2億円を合わせ、756億円（リース債務を除く）となっております。

また、連結子会社(株)スタイリングライフ・ホールディングスは、運転資金の機動的な確保を目的として、複数の金融機関との間で合計40億円のコミットメントライン契約を締結しております（借入実行残高なし、借入未実行残高40億円）。この他、資金の効率化を図るため、売掛債権の一部流動化を実施しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	190,434,968	190,434,968	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	190,434,968	190,434,968	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	-	190,434,968	-	54,986	-	55,026

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 28,034,200	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 859,800	(注)1,000	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 161,450,200	1,614,502	-
単元未満株式	普通株式 90,768	-	-
発行済株式総数	190,434,968	-	-
総株主の議決権	-	1,615,502	-

(注) 議決権を含めた株式の貸与取引により、議決権1,000個が発生しております。

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社東京放送ホールディングス	東京都港区赤坂 5丁目3-6	28,034,200	-	28,034,200	14.72
(相互保有株式) 株式会社東通	東京都港区赤坂 5丁目2-20	744,000	(注)100,000	844,000	0.44
株式会社テレパック	東京都港区赤坂 2丁目12-10	15,800	-	15,800	0.00
計	-	28,794,000	100,000	28,894,000	15.17

(注) 株式会社東通の他人名義所有株式100,000株は、野村證券株式会社(東京都中央区日本橋1丁目9-1)への議決権を含めた株式の貸与取引によるものであります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月28日内閣府令第22号）附則第7条第2項により、第20条及び第22条第3号については、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。比較情報については、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	55,331	21,615
受取手形及び売掛金	38,297	38,561
有価証券	1,205	52,205
商品及び製品	6,951	7,971
番組及び仕掛品	7,654	8,394
原材料及び貯蔵品	686	573
前払費用	10,731	11,271
繰延税金資産	4,018	2,600
その他	5,529	6,858
貸倒引当金	143	112
流動資産合計	130,262	149,938
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	195,975	196,502
減価償却累計額	90,875	94,834
建物及び構築物(純額)	105,100	101,668
機械装置及び運搬具	89,235	89,079
減価償却累計額	78,999	79,286
機械装置及び運搬具(純額)	10,235	9,792
工具、器具及び備品	26,848	27,800
減価償却累計額	23,853	25,085
工具、器具及び備品(純額)	2,995	2,714
土地	84,006	84,010
リース資産	6,959	6,932
減価償却累計額	4,051	4,366
リース資産(純額)	2,908	2,566
建設仮勘定	2,382	2,331
有形固定資産合計	207,628	203,083
無形固定資産		
ソフトウェア	4,704	3,967
のれん	1 23,196	1 21,898
リース資産	238	207
その他	1,669	1,529
無形固定資産合計	29,809	27,602
投資その他の資産		
投資有価証券	195,713	270,794
長期貸付金	288	292
繰延税金資産	1,980	2,206
長期前払費用	713	505
その他	13,029	14,210
貸倒引当金	386	383
投資その他の資産合計	211,339	287,626
固定資産合計	448,777	518,312
資産合計	579,039	668,250

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	34,327	37,007
短期借入金	200	200
1年内返済予定の長期借入金	1,200	1,200
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
未払金	9,925	9,286
未払法人税等	4,485	1,726
未払消費税等	686	2,909
未払費用	5,526	3,511
役員賞与引当金	195	68
その他の引当金	1,434	837
その他	5,135	6,734
流動負債合計	83,117	83,482
固定負債		
社債	30,000	30,000
長期借入金	24,800	24,200
環境対策引当金	176	120
退職給付に係る負債	14,460	15,182
リース債務	1,320	938
繰延税金負債	24,778	54,176
その他	14,415	14,345
固定負債合計	109,951	138,963
負債合計	193,068	222,445
純資産の部		
株主資本		
資本金	54,986	54,986
資本剰余金	59,512	59,518
利益剰余金	235,548	243,272
自己株式	36,970	36,817
株主資本合計	313,076	320,960
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	52,860	103,439
繰延ヘッジ損益	306	1,030
為替換算調整勘定	31	59
退職給付に係る調整累計額	146	168
その他の包括利益累計額合計	53,282	104,698
少数株主持分	19,611	20,147
純資産合計	385,971	445,805
負債純資産合計	579,039	668,250

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	264,305	260,821
売上原価	182,906	181,127
売上総利益	81,398	79,694
販売費及び一般管理費	68,758	67,650
営業利益	12,639	12,043
営業外収益		
受取利息	42	37
受取配当金	2,671	2,797
持分法による投資利益	162	857
その他	507	371
営業外収益合計	3,384	4,065
営業外費用		
支払利息	847	714
固定資産除却損	156	180
その他	459	682
営業外費用合計	1,464	1,578
経常利益	14,560	14,530
特別利益		
投資有価証券売却益	1,026	2,996
退職給付制度改定益	562	-
固定資産売却益	60	-
関係会社株式売却益	6	-
特別利益合計	1,656	2,996
特別損失		
投資有価証券評価損	63	328
減損損失	125	146
投資有価証券売却損	-	119
関係会社株式売却損	-	62
送信所移転対策損失	1,100	-
早期割増退職金	208	-
特別損失合計	1,497	657
税金等調整前四半期純利益	14,719	16,870
法人税、住民税及び事業税	3,710	3,187
法人税等調整額	2,080	1,615
法人税等合計	5,790	4,803
少数株主損益調整前四半期純利益	8,928	12,066
少数株主利益	969	695
四半期純利益	7,959	11,371

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	8,928	12,066
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	22,882	50,576
繰延ヘッジ損益	673	674
為替換算調整勘定	94	71
退職給付に係る調整額	-	3
持分法適用会社に対する持分相当額	0	50
その他の包括利益合計	23,649	51,370
四半期包括利益	32,578	63,437
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	31,590	62,786
少数株主に係る四半期包括利益	988	650

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結会計期間において、美悉商貿(上海)有限公司は、保有株式売却に伴い、連結の範囲から除外しております。

(会計方針の変更等)

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法、割引率の決定方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

なお、これによる損益及び財政状態に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(簡易株式交換による株式会社BS-TBS完全子会社化について)

当社(株式会社東京放送ホールディングス、以下「TBSHD」といいます。)及び株式会社BS-TBS(以下「BS-TBS」といいます。)は、平成26年12月4日開催したそれぞれの取締役会において、TBSHDを完全親会社とし、BS-TBSを完全子会社とする株式交換(以下「本件株式交換」といいます。)を行うことを決議し、株式交換契約を締結いたしました。

1. 本件株式交換による完全子会社化の目的

TBSHDは、平成23年7月に、認定放送持株会社体制の下で、地上放送とBS放送を両輪とするテレビ広告放送全体の事業基盤を強化すべく、BS-TBSを連結子会社化いたしました。その後、両社は、BSデジタル放送の視聴習慣が定着してきたこともあり、TBSHDグループが最強のコンテンツを発信する最良のメディアグループとしての地位を確立し、持続的な成長を達成するためには、本件株式交換を通じたTBSHDによるBS-TBSの完全子会社化の実施が必要かつ最も適切な手段であると判断いたしました。これにより、両社は、BS-TBSとTBSHDグループ各社との連携を一層緊密なものとして放送事業を強化し、地上放送とBS放送のシナジーにより両社の企業価値をさらに高めることを目指しております。

2. 本件株式交換の要旨

(1) 株式交換の日程

平成26年12月4日	株式交換契約承認取締役会(両社)
平成26年12月4日	株式交換契約の締結
平成26年12月26日	株主総会基準日公告日(BS-TBS)
平成27年1月15日	株主総会基準日(BS-TBS)
平成27年2月23日(予定)	株式交換契約書承認臨時株主総会(BS-TBS)
平成27年4月1日(予定)	株式交換効力発生日

(注1) TBSHDは、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに本件株式交換を行う予定です。

(注2) 上記日程は、本件株式交換の手続の進行に応じ必要があるときは、両社の合意により変更する場合があります。

(2) 株式交換の方法

TBSHDを株式交換完全親会社、BS-TBSを株式交換完全子会社とする株式交換です。

(3) 株式交換に係る割当ての内容

	TBSHD (株式交換完全親会社)	BS-TBS (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	32

(注1) 株式の割当て比率

BS-TBS普通株式1株に対して、TBSHDの株式32株を割当て交付します。但し、TBSHDが保有するBS-TBSの普通株式415,163株については、本件株式交換に係る割当ては行いません。また、上記の株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本件株式交換により交付する株式数

TBSHDは、本件株式交換により普通株式12,314,784株を割当て交付しますが、交付する株式はTBSHDが保有する自己株式(平成26年9月30日現在28,034,242株)を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

(注3) 1株に満たない端数の処理

本件株式交換により交付する株式に1株に満たない端数がある場合、TBSHDは会社法第234条の規定に基づき処理を行います。

(4) 株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

BS-TBSは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

3. 本件株式交換に係る割当ての内容の算定の考え方

(1) 算定の基礎及び経緯

本件株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、TBSHD及びBS-TBSは別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、TBSHDは朝日ビジネスソリューション株式会社を、BS-TBSはSMBC日興証券株式会社を、それぞれ算定機関として選定致しました。

朝日ビジネスソリューション株式会社は、TBSHDの株式価値については、上場会社であるため、市場株価法により算定を行っております。算定に際しては、平成26年12月3日を算定基準日として、算定基準日から遡る1か月、3か月及び6か月の各期間の終値の単純平均値を採用しております。また、BS-TBSの株式価値については、非上場会社であるため、DCF法及び類似上場会社法により算定を行っております。DCF法については、BS-TBSの事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを現在価値に割り引くことにより、また、類似上場会社法については、BS-TBSと同業種の上場会社の市場株価を参照することにより、算定を行っております。

上記の算定に基づく、TBSHDの1株当たりの株式価値を1とした場合の本件株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

株式交換比率の算定結果
22.0～33.2

一方、SMBC日興証券株式会社は、TBSHDの株式価値については、上場会社であるため、市場株価法により算定を行っております。算定に際しては、平成26年12月3日を算定基準日として、算定基準日から遡る1か月、3か月及び6か月の各期間の株価終値平均を採用しております。また、BS-TBSの株式価値については、非上場会社であるため、DCF法及び類似上場会社比較法により算定を行っております。DCF法については、BS-TBSの事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを現在価値に割り引くことにより、また、類似上場会社比較法については、BS-TBSと同業種の上場会社の市場株価を参照することにより、算定を行っております。

上記の算定に基づく、TBSHDの1株当たりの株式価値を1とした場合の本件株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

株式交換比率の算定結果
24.1～34.1

TBSHD及びBS-TBSはそれぞれの第三者算定機関から提出された算定結果を参考にして、両者間で慎重に協議した結果、本件株式交換における株式交換比率について前記の通り決定致しました。

なお、割当ての内容の前提として、TBSHD及びBS-TBSのいずれも大幅な増減益等は見込んでおりません。

(2) 算定機関との関係

TBSHDの算定機関である朝日ビジネスソリューション株式会社は、TBSHD及びBS-TBSの関連当事者には該当せず、本件株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、BS-TBSの算定機関であるSMBC日興証券株式会社は、TBSHD及びBS-TBSの関連当事者には該当せず、本件株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

4. 本件株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1)名称	株式会社東京放送 ホールディングス	株式会社BS-TBS
(2)所在地	東京都港区赤坂五丁目3番6号	東京都港区赤坂五丁目3番6号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石原俊爾	代表取締役社長 武田信二
(4)事業内容	認定放送持株会社	放送事業
(5)資本金	54,986百万円	5,844百万円
(6)設立年月日	昭和26年5月17日	平成10年11月12日
(7)発行済株式数	190,434,968株	800,000株
(8)決算期	3月31日	3月31日
(9)大株主 及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行(株) 9.74% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)5.01% 三井物産(株)(常任代理人 資産管理サービス 信託銀行(株)) 4.03% (株)毎日放送 3.45% (株)三井住友銀行 3.01% 三井不動産(株) 3.00% (株)NTTドコモ 3.00% 日本生命保険相互会社 2.62% (株)ビックカメラ 2.20% (株)講談社 1.98%	(株)東京放送ホールディングス 51.89% パナソニック(株) 10.00% (株)電通 10.00% (株)毎日放送 8.87% 日本電気(株) 7.50% 中部日本放送(株) 4.25% 東日本電信電話(株) 2.98% RKB毎日放送(株) 0.75% 北海道放送(株) 0.75% (株)東芝 0.75%
(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績		
決算期	平成26年3月期(連結)	平成26年3月期(単体)
純資産	385,971百万円	13,317百万円
総資産	579,039百万円	14,623百万円
1株当たり純資産	2,263.65円	16,647.06円
売上高	354,338百万円	14,716百万円
営業利益	15,696百万円	2,202百万円
経常利益	18,096百万円	2,223百万円
当期純利益	9,644百万円	1,771百万円
1株当たり当期純利益	61.22円	2,214.30円

(注) 上記(1)～(8)は平成26年12月31日現在、(9)は平成26年9月30日現在。

5. 本件株式交換後の状況

本件株式交換後におけるTBSHDの商号、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期については変更ありません。

6. 今後の見通し

BS-TBSはTBSHDの連結子会社であるため、本件株式交換がTBSHDの連結業績に与える影響は軽微であります。

また、TBSHDは、平成27年2月5日開催の取締役会において、平成27年6月開催予定の第88回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における議決権の基準日後に、本件株式交換によりTBSHDの普通株式を取得する者に対して、本件株式交換の効力が生ずることを条件として、下記のとおり、本定時株主総会における議決権を付与することを決定いたしました。

（1）議決権を付与する株式

本件株式交換により交付するTBSHDの普通株式

（参考）本件株式交換により交付するTBSHDの普通株式の数 12,314,784株（予定）

（注） 上記の本件株式交換により交付するTBSHDの普通株式の数は、平成26年12月4日現在のBS-TBSの発行済株式総数（800,000株）及びTBSHDが保有するBS-TBSの普通株式数（415,163株）を基準に算出したものであり、変動することがあります。

（2）議決権を付与する理由

TBSHDは、本件株式交換の趣旨に鑑み、本定時株主総会において、本件株式交換によりTBSHDの普通株式を取得するBS-TBSの株主に対しても議決権を付与することが、本件株式交換の趣旨に合致するものであると判断し、会社法第124条第4項の規定に基づき、本定時株主総会における議決権の基準日（平成27年3月31日）後に本件株式交換によりTBSHDの普通株式を取得する株主に対しても議決権を付与することといたしました。なお、このような議決権の付与は、TBSHDとBS-TBSとの間で締結した平成26年12月4日付株式交換契約第10条に基づくものです。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 固定負債である負ののれんと相殺した差額を記載しております。

なお、相殺前の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
のれん	23,985百万円	22,638百万円
負ののれん	789	740

2. 偶発債務

保証債務

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)	
従業員の住宅ローン	2,818百万円	従業員の住宅ローン	2,510百万円
(株)九州東通の借入金に対する 連帯保証	48	(株)九州東通の借入金に対する 連帯保証	37
(株)九州東通のリース契約に対する 連帯保証	5	(株)九州東通のリース契約に対する 連帯保証	2
計	2,872	計	2,550

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
減価償却費	11,224百万円	11,019百万円
のれんの償却額	1,284	1,347
負ののれんの償却額	49	49

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,678	11	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
平成25年11月7日 取締役会	普通株式	1,299	8	平成25年9月30日	平成25年12月6日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成25年8月29日開催の取締役会決議に基づき、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現(株)NTTドコモ)、三井物産(株)、(株)毎日放送及び(株)WOWOWとの間で、各社との業務上の関係強化のための資本業務提携契約を締結するとともに、平成25年9月13日付で、各社を割当先とする第三者割当による自己株式9,772,200株の処分を実施しました。

この結果、当第3四半期連結累計期間において、単元未満株式の買取等による増加と合わせ、自己株式が126億5千1百万円、9,735,470株減少しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,786	11	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金
平成26年11月6日 取締役会	普通株式	1,624	10	平成26年9月30日	平成26年12月5日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結損 益計算書計上 額 (注2)
	放送	映像・文化	不動産	計		
売上高						
外部顧客への売上高	158,354	94,617	11,333	264,305	-	264,305
セグメント間の内部売上高又は 振替高	1,290	2,949	4,186	8,425	8,425	-
計	159,644	97,566	15,520	272,731	8,425	264,305
セグメント利益	3,652	3,987	5,002	12,642	2	12,639

(注)1. セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結損 益計算書計上 額 (注2)
	放送	映像・文化	不動産	計		
売上高						
外部顧客への売上高	160,495	88,820	11,506	260,821	-	260,821
セグメント間の内部売上高又は 振替高	1,071	2,388	4,261	7,722	7,722	-
計	161,567	91,209	15,768	268,544	7,722	260,821
セグメント利益	3,616	2,685	5,741	12,042	0	12,043

(注)1. セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	50円99銭	70円24銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	7,959	11,371
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	7,959	11,371
普通株式の期中平均株式数(千株)	156,104	161,886

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成26年11月6日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・1,624百万円
- (ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・10円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・平成26年12月5日

(注) 平成26年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いをしております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月12日

株式会社東京放送ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 牧野 隆一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 野田 哲章 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京放送ホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京放送ホールディングス及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。